

募集

指定管理者

問 財政課 マネジメント推進室  
☎69-2124 ☎63-4561

平成31年4月1日からの下記施設の指定管理者を募集します。  
応募に関する詳細やお問い合わせは、ホームページをご覧ください。

施設名	指定期間	申し込み期間	所管課
貴生川駅南駐車場	平成31年4月1日 ～平成36年3月31日	9月3日(月) ～10月2日(火) (土・日・祝日を除く)	生活環境課 ☎69-2143 ☎63-4582
野洲川児童公園	平成31年4月1日 ～平成34年3月31日		建設管理課 ☎69-2208 ☎63-4601

募集

第15回 甲賀市民体育大会参加者

日時 ● 小学生・マスターズの部  
10月6日(土)  
中学・高校・一般の部  
10月7日(日)  
両日とも8時30分～受付開始  
場所 ● 甲賀市陸上競技場  
(水口スポーツの森)  
対象 ● 市内在住・在勤・在学の方  
※前記以外の方はオープン参加  
となります。  
締切 ● 9月14日(金)17時  
申込方法 ● 部門毎に申込用紙を  
下記へ提出。  
※詳細は下記まで  
問 スポーツ協会事務局  
☎86-2343 ☎86-2443



募集

こうかうた短歌・俳句大賞 2018

募集内容 ● 短歌、俳句 ひとり2作  
品まで(短歌2首、俳句2句、短歌  
1首と俳句1句のいずれか)  
※自作未発表に限ります。原稿は  
返却しません。  
作品テーマ ● ①「甲賀のみどころ」  
または②「大切な人への思い」  
応募枠 ● 一般(高校生含む)、小学  
生、中学生 ※市内外在住問わ  
ず  
応募方法 ● 郵送、FAX、Eメールで、  
①作品 ②応募枠 ③郵便番  
号、住所、氏名(本名)、年齢、電  
話番号を記入して下記まで  
締切 ● 10月13日(土)  
出品料 ● 無料  
賞 ● 各部門共通 大賞(短歌、俳句  
各1)、優秀賞(短歌、俳句各1)、  
特選(短歌、俳句各3) ※入賞  
作品の使用権は、主催者に帰属  
するものとします。

生きいき短歌・俳句講座受講者募集  
日時 ● 短歌9月21日(金) 俳句9月  
27日(木) 各日9時30分～11時  
場所 ● あいこうか市民ホール練習室2  
受講料 ● 無料  
定員 ● 先着15人  
申込 ● 電話で下記まで。定員にな  
り次第締切。

問 あいこうか市民ホール(月曜  
休館)  
☎62-2626 ☎62-2625  
✉aikoka-hall@city.koka.lg.jp

第32回あいの土山マラソン  
ボランティアスタッフ

『あいの土山マラソン』スタッ  
フとして選手を応援してみません  
か?参加者にはスタッフキャップを  
プレゼントします。  
日時 ● 11月4日(日)  
● 受付スタッフ  
7時30分～11時  
● ゴールスタッフ  
11時30分～15時30分  
● 給水スタッフ(フル)  
9時45分～16時  
● 給水スタッフ(ハーフ)  
9時45分～13時30分  
場所 ● あいの土山マラソンコース  
対象 ● ①中学生以上の方  
※高校生未満の方は保護者の  
同意書が必要となります。

②スタッフ説明会とマラソン大  
会当日に参加できる方  
※申込方法等詳細は  
公式ホームページ  
または下記まで  
http://ac-koka.jp/marathon/staff/  
問 あいの土山マラソン事務局  
☎66-0091 ☎66-1091



お知らせ

下水道に早期接続を

生活環境の改善や公共用水域  
の水質保全を図るため、公共下  
水道や農業集落排水が使用でき  
る区域で未接続の方は、早急に  
接続をお願いします。  
また、排水設備工事は必ず市指  
定の「指定工事店」で行ってくだ  
さい。  
公共下水道や農業集落排水に  
接続する場合、適切な排水設備  
であるか市が確認を行います。工  
事をする前には、必ず市に申請を  
してください。  
問 下水道課 計画普及係  
☎69-2228 ☎69-2295

お知らせ

「いつまでもお元気で」の  
思いをこめて  
～市の敬老事業～

老人福祉法では、9月15日を「老  
人の日」とし、15日から21日まで  
を「老人週間」と定めています。  
この機会に、高齢社会における家  
族・地域社会の役割や課題につ  
いて考えてみてはいかがでしょうか。  
市では敬老の意を表し、次の事  
業を実施します。  
敬老金事業 ●  
9月15日現在、市内に引き続き  
1年以上居住している満80歳以  
上の方への祝いとして、3,000  
円を地域の民生委員・児童委員  
のご協力によりお渡します。

もっとゆたかに ～人権保障のとりくみ～

大切なことを伝えたい「強調月間」「推進月間」

国や県、市町では、さまざまなテーマについて、一定の期間を定め  
て一斉に啓発を行っています。その事柄が大事だからこそ、一人ひと  
りがより関心を高め、意識が一層深まることを願って取り組んでいるも  
のです。  
さて、9月は同和問題啓発強調月間です。これは、誰もが部落差別  
は許されないものと理解し、互いが尊重され、部落差別のない社会  
の実現のために実施しているもので、県下一斉の取り組みです。



ふれあいのまち 差別のないまち  
9月は同和問題啓発強調月間です

このように、市ではさまざまなテーマについての啓発を実施し、多方  
面から誰もががしあわせを感じられるまちをめざしています。

●お問い合わせ ● 人権推進課 人権教育室 ☎70-0022 ☎70-3016

お知らせ

野外焼却は  
禁止されています

長寿をたたえる事業 ●  
9月15日現在、市内に引き続き  
1年以上居住している市内最高齢  
者の方、満99歳および満88歳  
の方に長寿のお祝いとして記念品を  
贈呈します。  
問 長寿福祉課 高齢者支援係  
☎69-2164 ☎63-4085

家庭から出る可燃ごみは自分で  
燃やさず、指定ごみ袋に入れて燃  
えるごみの日に集積所に出すか、  
甲賀広域行政組合衛生センターへ  
直接持ち込んでください。  
野外で焼却炉を用いずに廃棄  
物を燃やす行為(野焼き)や不適  
合焼却炉による焼却は、野外焼却  
になります。

野外焼却は、廃棄物の処理及  
び清掃に関する法律により禁止さ  
れており、違反者に対しては罰則  
(5年以下の懲役もしくは1千万  
以下の罰金、またはこの併科)が  
設けられています。また、自然環  
境や人体などに悪い影響を及ぼす  
といわれているダイオキシンが発  
生するばかりでなく、その煙を好  
ましく思わない人もいます。  
生活環境保全のためにも、野  
外焼却を行わないようお願いし  
ます。  
問 生活環境課 廃棄物対策係  
☎69-2145 ☎63-4582

お知らせ

消費税軽減税率制度  
説明会

軽減税率制度は、飲食料品等  
の軽減税率対象品目を取り扱う事  
業者の方だけでなく、全ての事業  
者の方に関係のある制度です。  
日時 ● 9月26日(水)  
13時30分～14時30分  
9月27日(木)  
10時30分～11時30分  
場所 ● 湖南市共同福祉施設(サン  
ライフ甲西)2階大ホール  
※会場の収容人数を超えた場合は、  
受付を終了することがあります。  
共催 ● 甲賀市、湖南市、水口税務署  
問 水口税務署 法人課税第一部門  
☎62-0426

・遺産相続・不動産・交通事故・事業承継・債権回収・中小企業のお困りごとなど  
まずはお気軽に弁護士にご相談ください!

**ミカン法律事務所**  
Mikan Law Office  
弁護士 中野 仁 (滋賀弁護士会所属)

法律相談初回30分無料、相続、事業承継のご相談初回無料、土日祝のご相談も対応可(要事前予約)。  
TEL 077-596-3447 JR草津駅東口徒歩2分  
滋賀県草津市大路1-8-25 エムビル3F  
URL http://mikanlaw.jp/ E-mail mikan@mikanlaw.jp